

P F I 推進委員会総合部会における今後の審議の進め方について（案）

平成 20 年 10 月 24 日

10 月（第 25 回）～12 月（第 27 回）まで、月 1 回メド、計 3 回総合部会を開催。

最初の 2 回については「事業契約の基本的考え方」「業務要求水準の基本的考え方」の各論点について議論を行う。3 回目の部会でとりまとめ、その後推進委員会にて決定。

論点に関する議論が尽くされない場合、その他必要となる場合には更に総合部会を開催する。

「事業契約の基本的考え方」「業務要求水準の基本的考え方」の修正の要否に関する議論は、とりまとめ時に一括して行う。

「事業契約の基本的考え方」「業務要求水準の基本的考え方」のとりまとめ終了後に、その後の進め方について改めて議論する。

論点

(1) 「事業契約の基本的考え方」

柔軟なサービス内容・サービス価格の変更

任意解除

紛争解決

法令変更

モニタリング・支払いメカニズム

(2) 「業務要求水準書の基本的考え方」

全体、個別論点（モニタリング指標の具体的あり方）

論点は総合部会における議論等により必要に応じ追加する。

スケジュール（案）

20 年 10 月	第 25 回総合部会	}	論点 ~ についての議論
11 月	第 26 回総合部会		
12 月	第 27 回総合部会		
21 年 1 月	第 18 回推進委員会		とりまとめ

順序としては、意見・論点の多い 及び、併せて議論すべき を先に取り上げること
を想定。